

雇用保険関係の申請・届出への押印が 不要となる手続きの範囲を拡大します！

令和2年12月25日付けの法令改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止となりましたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していました。

今般、令和5年10月1日付けの法令改正等に伴い、**押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き廃止となりました。**

令和5年10月1日付けで新たに押印が不要となった届出

※括弧内は必要としていた押印種別

事業主・事業所関係

- ・雇用保険適用事業所設置届 [事業主印]
- ・雇用保険事業主事業所各種変更届 [事業主印]
- ・雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届 [選任代理人が使用する印]
- ・雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書 [申請者印] (注1)
- ・雇用保険適用事業所情報提供請求書 [事業主印] (注1)

雇用継続給付・育児休業給付関係

- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書 [事業主印]
- ・高年齢雇用継続給付支給申請書(初回分のみ) [事業主印]
- ・雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書 [事業主印]
- ・育児休業給付金申請にかかる前職からの賃金・勤務状況確認 [前職の事業主印]

就職促進給付関係

- ・再就職手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・就業促進定着手当支給申請書 [事業主印] (注2)
- ・常用就職支度手当支給申請書 [事業主印] (注2)

その他

- ・各種届出における訂正印
- ・各届出時の委任状 [委任者印]
- ・採用証明書 [事業主印] (注2)

(注1) 個人情報保護の観点から、事業主申請の場合は事業主(当該事業所の従業員を含む。)又は事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類(社員証、委任状等)が必要になります。

なお、身分確認書類については、裏面をご参照ください。

(注2) 事業主の押印は不要となりますが、申請者の記載事実に誤りがないことの事業主の証明は引き続き必要です。

なお、支店や営業所等の雇用保険事業所非該当施設の証明ではなく、雇用保険適用事業所の証明が必要です。

引き続き押印が必要となる手続き

日雇労働関係

- ・「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続き [事業主印、被保険者印]

『雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書』及び『雇用保険適用事業所情報提供請求書』提出時の確認書類について

提出者別の身分確認書類の例

1 事業主

名刺、社員証、その他官公署から発行された身分証明書（運転免許証、住民票の写し）等

2 請求に係る事業所の従業員

名刺、社員証、事業主が任意様式で作成した事業所の職員であることを証明する書類等

3 請求を委任された社会保険労務士

名刺、社会保険労務士証票、社会保険労務士会会員証又はその他官公署から発行された身分証明書（運転免許証、住民票の写し）

4 請求を委任された社会保険労務士の営む社会保険労務士事務所（法人を含む）の従業員

委任された社会保険労務士に係る上記3の写し、当該社会保険労務士の従業員であることを確認できる名刺（社会保険労務士事務所（法人含む）の名称が記載されたもの）等

5 上記以外の代理人

官公署から発行された身分証明書（運転免許証、住民票の写し）等

= 委任を受けたことの確認について =

上記の「3 事業主から委任された社会保険労務士」、「4 社会保険労務士の営む社会保険労務士事務所（法人を含む）の従業員」又は「5 上記以外の代理人」の場合は、身分確認書類に加えて、事業主から委任を受けた代理人であることを確認する書類が必要になることがありますので、管轄のハローワークへお問合せください。

郵送で提出する場合

郵送で提出する場合は、特定記録等の記録付き郵便相当料金の切手を貼付した返信用封筒（封筒表面に「特定記録」等の郵送種別を朱書きしたもの）と身分確認書類の写し等の必要書類を同封してください。

なお、同封いただく身分確認書類の写しは、確認後に廃棄させていただくため、返却できません。